

入 札 説 明 書

令和 8 年 8 月 10 日付けで九州森林管理局長が公告した令和 8 年度公共事業労務費調査業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

入札公告のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

競争参加者に必要な資格は次のとおり。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一の競争参加資格審査において入札公告に指定する等級に格付けされた者であること。

エ 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

カ 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。

キ 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。

ク 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

ケ 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札及び開札

（1）競争参加者は、仕様書、別紙契約書案、添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（2）競争参加者は、電子調達システムを用いて入札書を提出すること。なお、九州森林管理局長が紙による入札を認めた場合は、入札者注意書に定める入札書を直接、入札公告に示す入札執行の場所に持参し入札することとし、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

（3）入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（4）入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告のとおり。

（5）紙による入札において、代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

（6）紙による入札において、入札書は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名

(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開札、(調達案件名)の入札書在中」と朱書しなければならない。

- (7) 紙による入札において、競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 競争参加者は、入札に参加しようとするときは、入札公告において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を入札公告に示す方法により期限までに提出しなければならない。
- (10) 支出負担行為担当官は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (11) 競争参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (12) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (13) 入札公告において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、支出負担行為担当官が競争参加者から資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (14) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (15) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告のとおり。
- (16) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、立会官を立合わせて行う。
- (17) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(16)の立会官以外の者は入場することができない。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に農林水産省競争参加資格(全省統一資格)の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。

なお、「資格審査結果通知書」の写しを提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。
- (20) 競争参加者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (21) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (22) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。

- (23) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会いしている場合にあっては引続き、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム機器（パソコン）の前で待機すること。なお、その他の場合にあっては支出負担行為担当官が定める日時において入札をする。
- (24) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

4 入札の辞退

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

ア 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

イ 紙による入札において

- ・ 入札金額、物品名、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名のない入札書
- ・ 委任状を持参しない代理人のした入札書
- ・ 物品名に重大な誤りのある入札書
- ・ 入札金額の記載が不明確な入札書
- ・ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- ・ 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書

ウ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

エ その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、電子調達システムで当該者が入札に立ち会うことができない場合及びくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が支出負担行為担当官の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

7 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決

定した日から遅滞なく（支出負担行為担当官が定める期日までとする（7日を目安として定める）。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）

別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。

- （2）契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- （3）（2）の場合において支出負担行為担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- （4）契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- （5）支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

別紙様式の仕様書及び契約書（案）のとおり。

9 入札者に求められる義務

- （1）競争参加者は、入札公告において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- （2）競争参加者は、入札公告において求められた調達物品に係る技術仕様適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

10 その他必要な事項

- （1）契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
- （2）競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- （3）消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- （4）本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。